

質問	回答
特定事業所加算の算定要件での「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等」の事例検討会、研修はこの全てのケースを受けないといけないのか、全部の介護支援専門員で1例でもよいのか。	基準の記載は例示であるため、事業所として1つでも「高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等」に参加していれば、算定要件は満たすと考えます。ただし、特定事業所加算の趣旨からも様々なテーマの事例検討会、研修等に参加することは望ましいことであり、事業所内で全介護支援専門員と情報共有できていることが望ましいと考えます。
高齢者虐待防止措置未実施加算の算定要件の委員会の開催は3月に1回しないといけないのか。	基準に定められていることは、「定期的」な開催になります。委員会の役割を踏まえ適切な実施回数を設定ください。
福祉用具の選択制の件で、新規のケースは担当者会議等で説明する事は理解しているが、対象アイテムをすでに貸与中の方への説明はいつのタイミングで行えばいいのか。	令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)に以下のようにあります。 ○ 貸与と販売の選択制における令和6年4月1日（以下、「施行日」という）以前の利用者について 問 99 「選択制の対象福祉用具」を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以後に特定福祉用具販売を選択することができるのか。 （答） 貴見のとおりである。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。 問 100 施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。 （答） 施行日以後に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。 明確な記載はありませんが、制度改正で選択制が導入されたこと等を利用者ごとに適時適切に説明していただければよいと考えます。
・利用割合の説明が努力義務になったが、書類を作成し、書面にサインをする事は継続でよいのか。 ・公正中立の立場の確保のための説明が努力義務になったということです が、やはり別紙を添付の上説明をしたほうがいいのでしょうか？口頭のみというのでは、具体的な説明に当たらないのでしょうか？講習会の中でも話に出ていたように、紙に書かれた事業所がよい事業所のように解釈をされてしまい、他の事業所も説明をするのですが、それだったらわざわざこのような紙を見せなくてもいいと言われたことがありました。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）に、「居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。」とありますので、継続してください。
担当者会議時、居宅介護支援事業所は、ケアプランに署名をもらいました。 その後ケアプランデータ連携システムを使用して、関係事業所にケアプランを送付した場合は、利用者の署名なしの状態になるのではないかと思うのですが、それでもケアプランを配布したことが制度上認められますか。又は、その逆で訪問介護事業者等から計画書を受け取った場合、署名がなくても制度上受け取ったこととして認められますか。	ケアプラン原案は、文書による利用者の同意を得た上で、ケアプランとして居宅介護支援事業所に保管するとともに、利用者に交付される。また、居宅介護支援事業所に保管する第6票サービス利用票(控)に利用者の確認を受けることとしている。このため、本システムを利用してケアプランを電子的に連携する場合においても、サービス事業所に交付したものとして扱ってよいと考えます。なお、ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無をサービス事業所が確認する必要、同様に、第6票の利用者同意の有無についても、サービス事業所が確認する必要はないと考えます。 また、サービス事業所から本システム上で送信されるデータにおいても、利用者の同意の確認は必要ないと考えます。

基準条例第22条の2 業務継続計画の策定等と、基準条例第24条の2 感染症の予防及びまん延の防止のための措置の中に必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。とありますが、当事業所は1名体制であるため、所属法人内もしくは系列グループ内の事業所と合同で行うことでもよいのでしょうか。	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）に以下のようになります。 (4) 業務継続計画の策定等 ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 (6) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施すること望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 上記の内容を満たしたものであれば、所属法人内もしくは系列グループ内の事業所と合同で行うことでよいと考えます。
癌末期の方の依頼が来ることがあり入院中に退院カンファや区変申請等いろいろ動きますが、退院後急変してすぐに亡くなった時、介護保険を使わずに終わってしまうと何も請求が出来ないか。	サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等ケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。 （平成12年3月1日老企第36号 第3居宅介護支援費に関する事項5）
支援している中でヤングケアラーを発見した際の、平塚市が推奨する相談先を知りたいです。	平塚市役所健康・子ども部子ども家庭課において一次的な相談を承っています。
ご家族様の確認書類には、今後も押印は必要でしょうか。	利用者と事業所で交わす各種書類の押印について、市から押印を廃止するよう指示はしませんが、利用者や家族への説明、同意、交付を行ったことがわかる形となっていれば、運営指導等で書類の確認をさせていただいた際に、適切に手続きができていますと判断します。
介護保険要介護認定の結果を電話の問い合わせで教えていただければ助かります。郵便事情等で介護保険証の確認が遅れる場合があり、特に認定区分の変更時等で早急に知り得たい場合に困ることがあります。又は独居で入院中である場合も同様です。	介護認定審査会で決定した内容については、言い間違いや聞き違いにより、誤った情報が伝わることを防ぐため、認定結果通知書や介護保険被保険者証等の書面でお知らせすることとしています。認定結果については、事前に御連絡をいただければ郵送ではなく、認定審査会の翌営業日の午後以降に窓口でお渡することも可能です。お渡しできる方は、御本人、同居の御家族になりますが、送付先変更届を申請されている方については、事前に登録された方に限られます。 窓口でのお渡しの際には、本人確認書類の御提示が必要となりますので、事前に介護保険課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。